



(5)

パブリックコメント 区の計画などにご意見をお寄せください

----- 葛飾区男女平等推進計画(第5次)(素案) -----

区では、葛飾区男女平等推進条例に基づき、男女平等社会の実現に向けたさまざまな取り組みを行っています。

今回お寄せいただいたご意見などを考慮し、平成29年度からの第5次計画の最終決定を行います。

【閲覧・意見提出期間】 12月15日(木)～平成29年1月16日(月)(必着)

【閲覧場所】 男女平等推進センター(立石5-27-1ウィメンズパル内)、区政情報コーナー(区役所3階304番)、区民事務所、区民サービスコーナー、学び交流館、図書館

【意見提出方法】 閲覧場所にある意見提出用紙(意見・住所・氏名・電話番号を記入)を、持参か郵送またはファクスで。任意の書式・電子申請可。

【その他】

計画の最終決定後、提出されたご意見の概要と区の考え方を公表します。

【意見提出先・担当課】

〒124-0012立石5-27-1ウィメンズパル内人権推進課

☎5698-2211 FAX5698-2315

----- 特定個人情報保護評価書(改訂案) -----

特定個人情報を取り扱う委託処理が増えたため、税務事務に係る「特定個人情報保護評価書」の改訂を進めています。

今回お寄せいただいたご意見などを考慮し、特定個人情報保護評価書(改訂案)の必要な見直しを行います。

【閲覧・意見提出期間】 12月15日(木)～平成29年1月16日(月)(必着)

【閲覧場所】 税務課(区役所3階321番)、区政情報コーナー(区役所3階304番)、区民事務所

【意見提出方法】 閲覧場所にある意見提出用紙(意見・住所・氏名・電話番号を記入)を、持参か郵送またはファクスで。任意の書式・電子申請可。

【その他】 改訂後、特定個人情報保護評価書を公表します。ご意見に対する個別回答は行いません。

【意見提出先・担当課】

〒124-8555葛飾区役所税務課(区役所3階321番) ☎5654-8550 FAX5698-1508

いずれも

区ホームページ(トップ→パブリックコメント(区民意見提出手続))からもご覧になれます。

平成28年度



読書感想文コンクール

入選者決定



区内の小・中学生から2万2,563点の応募があり、小学生291人、中学生70人の作品が入選しました。

各部門の最優秀賞・優秀賞・佳作入選者は次のとおりです(敬称略)。区ホームページからもご覧になれます。

【担当課】 指導室 ☎5654-8469

小学校低学年の部

■ 最優秀賞

苦野悠真(道上小2年)

■ 優秀賞

角田桃花(道上小1年)

池上清香(金町小2年)

■ 佳作

棒星太喜(堀切小1年)

松尾恵菜(二上小2年)

大久保理彩(原田小2年)

小学校高学年の部

■ 最優秀賞

渡邊小梅(松上小5年)

■ 優秀賞

若田翔人(葛飾小6年)

青山そよ花(東水元小5年)

■ 佳作

松本陸(奥戸小6年)

小崎とあ(東綾瀬小5年)

松土美幸(花の木小6年)

小学校中学年の部

■ 最優秀賞

佐藤里桜(梅田小3年)

■ 優秀賞

伊藤愛莉(松上小4年)

武藤心優(原田小4年)

■ 佳作

田代希亜奈(中青戸小4年)

秋山日向子(東綾瀬小3年)

阿部光季(花の木小4年)

中学生の部

■ 最優秀賞

蔭山晴菜(立石中3年)

■ 優秀賞

千二林愛実(金町中3年)

大町彩葉(亀有中3年)

野口マリアアルテサ

(葛美中2年)

■ 佳作

矢作萌絵(本田中1年)

西山ほのり(双葉中2年)

阿部達地(双葉中3年)

伊藤夏音(小松中1年)

川上真由(亀有中2年)

重野なつみ(葛美中1年)



平成28年度臨時福祉給付金および 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

【担当課】 福祉管理課

支給対象者に該当すると思われる方へ、8月末から申請書を送付しています。

平成28年度臨時福祉給付金

【支給対象者】

基準日(平成28年1月1日)時点で、葛飾区に住民票があり、平成28年度住民税(特別区民税均等割)が課税されていない方

ただし、平成28年度住民税が課税されている方の扶養親族等(※)や、生活保護を受給している方は対象になりません。また、16歳未満の方で、生計を同一とする家族に住民税が課税されている方がいる場合も対象になりません。

(※)税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

【支給額】

1人当たり**3,000円**(支給は1回です)

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等(※)を受給している方

(※)障害基礎年金や遺族基礎年金に加え、基礎年金制度が開始される前の昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金のうち、障害基礎年金に相当する障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の障害年金

ただし、平成28年度に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」(30,000円)を受給した方は対象になりません。

【支給額】

1人当たり**30,000円**(支給は1回です)

申請期限

12月28日(水)まで

原則、申請期限後は受け付けできませんので、お早めに申請してください。

ただし、特別な事情がある場合は、申請期限後も当面の間、受け付けます。

申請方法

申請書を記入の上、必要書類を添付し、次のいずれかの方法で申請してください。

郵送の場合 同封の返信用封筒(切手不要)で。

持参の場合 臨時福祉給付金窓口(区役所2階202番)で受け付けます(午前8時30分～午後5時/土・日曜日、祝日を除く)。

支給時期

申請受け付け後、1カ月半程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせは
 こちら ↓

葛飾区給付金コールセンター

☎0120-627-200(フリーダイヤル)

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



給付金の支給に当たり、葛飾区や厚生労働省などの職員がATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。

